

# 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

公表対象期間：令和元年11月1日～令和2年10月31日

NO	閲覧年月日	閲覧申出者 閲覧委託者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
1	令和2年1月23日	秋田募集案内所 自衛隊秋田地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生の募集 に関する郵送等	平成14年4月2日～平成15年4月1日生